

けんぽ委員だより



健康保険料率・介護保険料率が変更になります

	令和8年2月分 (3月納付分)まで	→	令和8年3月分 (4月納付分)から
健康保険料率	10.03%		9.93%
介護保険料率	1.59%		1.62%

	令和8年4月分 (5月納付分)から
子ども・子育て 支援金制度が始まります	0.23%



保険料率についての
特設ページは
こちら

※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

保険料率の
仕組み

保険料率は都道府県支部ごとの医療費水準に基づいて決定しています。つまり医療費を抑えることなどで、**保険料率を引き下げる**ことができます。

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に基づいて毎年算出し、改定されています。

上手な医療のかかり方

医療機関を受診する際、医療のかかり方を見直すことで、自己負担の軽減となり医療費の適正化につながります。

例

- ▶ ジェネリック医薬品を使用する
- ▶ 緊急時以外は、平日の日中に受診する
- ▶ かかりつけ医を持つ など

ジェネリックで!



健診やジェネリック医薬品は
インセンティブ制度(報奨金)
にも関係があります!

詳しくは次頁へ!

インセンティブ(報奨金)制度について(令和6年度の結果)

インセンティブ制度とは?

特定健診等の実施率など「5つの評価指標」の実績をそれぞれ得点化し、その合計得点(総合順位)の上位15支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、都道府県単位保険料率に反映させる制度です。
 令和6年度の実績(得点)において、総合順位の上位15支部にインセンティブ(報奨金)が付与され、令和8年度都道府県単位保険料率に反映(インセンティブ分が減算)させています。

協会けんぽ愛知 インセンティブ制度 [検索](#)

5つの指標と総合順位結果

5つの指標の向上に取り組むことで、皆さまの未来の健康にもつながりますので、ご協力をお願いします。

総合順位



指標1 特定健診等の実施率



指標2 特定保健指導の実施率



指標3 特定保健指導対象者の減少率



指標4 要治療者の医療機関受診率



指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

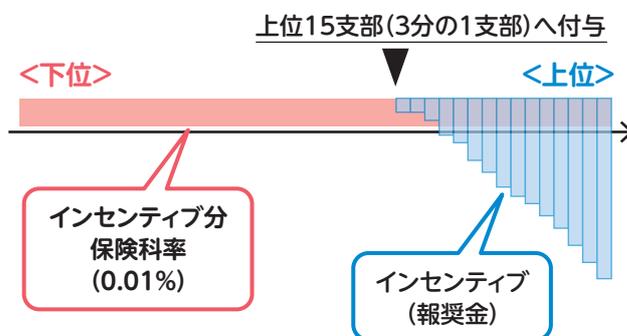


5つの評価指標

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】実施率: 50% 実施率の対前年度上昇幅: 25% 実施件数の対前年度上昇率: 25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】実施率: 50% 実施率の対前年度上昇幅: 25% 実施件数の対前年度上昇率: 25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】減少率: 100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】受診率: 50% 受診率の対前年度上昇幅: 50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】使用割合: 50% 使用割合の対前年度上昇幅: 50%	50
合計	320

インセンティブの付与

総合順位



制度の財源として、全支部の保険料率の中に、0.01%を盛り込んでいます。